

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p style="text-align: center;">（指定の申請手続）</p> <p>第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事（以下「<u>行政庁</u>」という。）の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を<u>行政庁</u>に提出しなければならない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（変更の承認及び届出）</p> <p>第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は都道府県知事の指定を受けた養成所（以下「<u>指定施設</u>」と総称する。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、<u>行政庁</u>に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（指定の申請手続）</p> <p>第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「<u>主務大臣</u>」という。）の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を<u>主務大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（変更の承認及び届出）</p> <p>第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は厚生労働大臣の指定を受けた養成所（以下「<u>指定施設</u>」と総称する。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、<u>主務大臣</u>に申請し、その承認を受けなければならない。</p>

3 指定施設の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。）に変更があつたときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

（報告）

第五条 指定施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項を行政庁に報告しなければならない。

一～三 （略）

（報告の徴収及び指示）

第六条 行政庁は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備、管理の方法、維持経営の方法その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（報告の徴収及び指示）

第六条 主務大臣は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備、管理の方法、維持経営の方法その他が適當でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（報告の徴収及び指示）

第七条 指定施設が第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、行政庁は、指定施設の指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請手続）

第七条 指定施設が第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、主務大臣は、指定施設の指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請手続）

第八条 指定施設について、行政の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政に提出しなければならない。

一～三 (略)

第八条	(略)	第二条第一項	(略)	(国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例)
次に掲げる事項を記載した申請書を	(略)	次に掲げる事項 (地方公共団体 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。) の設置する学校又は養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。) を記載した申請書を <u>行政</u> に提出しなければならない。	(略)	第九条 国立大学法人 (国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。) の設置する学校又は国の設置する養成所については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。
次に掲げる事項	(略)	次に掲げる事項 (地方公共団体 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。) の設置する学校又は養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。) を記載した申請書を <u>行政</u> に提出しなければならない。	(略)	第二号から第十号までに掲げる事項を記載した書面をもって行政に申し出るものとする。
第八条	(略)	第二条第一項	(略)	(国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例)

第八条	(略)	第二条第一項	(略)	(国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例)
次に掲げる事項を記載した申請書を	(略)	次に掲げる事項 (地方公共団体 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。) の設置する学校又は養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。) を記載した申請書を <u>主務大臣</u> に提出しなければならない。	(略)	第九条 国立大学法人 (国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。) の設置する学校又は国の設置する養成所については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。
次に掲げる事項	(略)	次に掲げる事項 (地方公共団体 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。) の設置する学校又は養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。) を記載した申請書を <u>主務大臣</u> に提出しなければならない。	(略)	第二号から第十号までに掲げる事項を記載した書面をもって <u>主務大臣</u> に申し出るものとする。
第八条	(略)	第二条第一項	(略)	(国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例)

行政府に提出しなければならない。

を記載した書面
をもって行政府
に申し出るもの
とする。

主務大臣に提出しなければならない

を記載した書面
をもって主務大
臣に申し出るも
のとする。